（認定の有効期間等）

第七十七条の七　（略）

②　前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

③　前二項の規定は、第七十七条の六第三項において準用する同条第一項の規定による第十号表の危険物等取扱責任者の認定について準用する。

④　地方運輸局の事務所の長は、第二項の規定による申請書の提出があつたときは、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。

一・二　（略）

⑤　地方運輸局の事務所の長は、第三項において準用する第二項の規定による申請書の提出があつたときは、第十号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第三項において準用する第一項の有効期間の更新を行う。

一　当該有効期間が満了する日以前五年以内に第十号表下欄に規定する経験を有すること。

二　当該有効期間が満了する日以前五年以内に消火、液化天然ガス等燃料船の安全の確保、海洋汚染の防止等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

⑥　前二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日（第二項ただし書（第三項において準用する場合を含む。）の場合にあつては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日）から起算するものとする。

⑦　地方運輸局の事務所の長は、第四項又は第五項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

⑧　第七十七条の六第四項の規定は、前項に規定する証印について準用する。

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　次の(1)から(3)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (2)　低引火点燃料船において、船長又は機関部の職員若しくは機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有する職務に一月以上従事し、かつ、燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること。

（認定の有効期間等）

第七十七条の七　（略）

②　前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び次項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

（新設）

③　地方運輸局の事務所の長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。

一・二　（略）

（新設）

④　前項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日（第二項ただし書の場合にあつては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日）から起算するものとする。

⑤　地方運輸局の事務所の長は、第三項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の六第一項の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

（新設）

⑥　第七十七条の六第三項の規定は、前項に規定する証印について準用する。